

火山噴火対策に関する最終報告のとりまとめ

平成26年9月27日の御嶽山の噴火を踏まえ、火山噴火予知連絡会※の下に二つの検討会を設置し、同検討会において火山の観測体制や情報提供について課題と改善策を検討し、**最終報告をとりまとめた。**

※文部省測地学審議会の建議（昭和48年6月29日）を受けて昭和49年6月に設置（事務局：気象庁）

検討体制

○火山観測体制等に関する検討会

- ・火山学者・専門家から構成。
- ・座長：清水洋 九州大学教授
- ・活火山の観測体制の強化策について検討。

○火山情報の提供に関する検討会

- ・学識経験者、地方公共団体の首長、利用者代表等から構成。
- ・座長：藤井敏嗣 東京大学名誉教授
- ・登山者や旅行者等に対する火山活動に関する情報提供のあり方を検討。

これまでの経緯

平成26年

- 9月27日 御嶽山噴火
- 10月10日 検討会を設置することを発表
- ～11月28日 両検討会をそれぞれ3回開催
- 11月28日 検討会ごとに緊急提言をとりまとめ
- 12月 1日 火山防災対策推進ワーキンググループ（第1回）で緊急提言について報告

平成27年

- ～3月19日 両検討会をそれぞれ更に3回開催
- 3月26日 検討会ごとに最終報告をとりまとめ



御嶽山山頂北側（平成26年9月28日15時30分）
（陸上自衛隊の協力により上空の海拔約3,600mから撮影）

御嶽山の噴火災害を踏まえた活火山の観測体制の強化に関する報告(概要)

評価体制の強化

1. 気象庁の監視・評価体制の改善と強化

- (1) 火山活動や社会的条件を考慮した観測網の充実・維持
- (2) これまでに発生した事象の経験や学術研究の成果を最大限活用した火山活動の評価体制の強化
- (3) 現地観測、地元との情報共有、大学との意見交換の実施体制の強化

2. 観測データの品質向上のための技術開発の推進と新たな観測技術の導入

- (1) 気象庁及び大学・研究機関等による新たな監視・観測技術の開発
- (2) リモートセンシング等最新技術の利活用の推進

3. 調査研究の着実な推進

- (1) 大学・研究機関等の連携による研究の推進
- (2) 行政機関と大学・研究機関等の協力による学術的研究の戦略的な推進

4. 人材育成を含めた調査研究体制の強化に対する貢献

- (1) 大学・研究機関等による優秀な人材育成への努力。気象庁等火山防災に関わる行政機関による、これら火山学の知識を有する人材の効果的な活用の積極的な実施、キャリアパスの確立
- (2) 気象庁による大学等の観測点の保守・維持等への協力

観測体制の強化

御嶽山の噴火災害を踏まえた活火山の観測体制の強化に関する緊急提言

1. 水蒸気噴火の兆候をより早期に把握するための観測体制の強化
 - (1) 火口付近への観測施設の増強
 - (2) 水蒸気噴火の兆候をより早期に把握できる手法の開発
2. 御嶽山の火山活動の推移を把握するための観測強化
3. 常時監視が必要な火山の見直し(八甲田山、十和田、弥陀ヶ原の追加)

火山情報の提供に関する報告(概要)

① わかりやすい情報提供

(1) 噴火警報の発表基準の公表

(2) 火山活動の変化を観測した段階での情報提供

火山活動に変化があった場合、気象庁は、火山活動の状況とともに気象庁の対応状況等を記載し、臨時であることを明記した「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

(3) 臨時の機動観測の適切な実施

(4) 噴火警戒レベル1におけるキーワード「平常」の表現の見直し

噴火警戒レベル1におけるキーワード「平常」の表現を、「活火山であることに留意」との表現に改める。

(5) 気象庁ホームページの充実

(6) 噴火速報の発表

(7) 火山情報のより効果的な提供に向けた取り組み

観測データの急激な変化が噴火発生や噴火初期の変動を捉えたものであるかどうかを短時間で判別するためのデータ処理手法の改善など

② 情報伝達手段の強化

(1) 現地における情報伝達体制の強化

地元自治体等の関係機関と連携し、登山者等に確実に最新の火山情報が伝わるよう、平素から火山関係者との情報共有を図る。

(2) 火山情報の携帯端末への伝達

携帯端末の活用を意識した情報内容とするとともに、具体的な伝達方法について関係する事業者と調整する。

③ 気象庁と関係機関の連携強化

(1) 平素からの情報共有

気象庁は、火山防災協議会において、定期的に火山活動状況の情報共有を行う。

(2) 登山者等に対する周知啓発

火山に登山するにあたっての知識や留意事項について、周知啓発活動を行う。

(3) 気象庁の火山活動に伴う対応の明確化

火山活動の推移、及びその推移に応じた気象庁の対応について、火山防災協議会を通じて関係機関と共有する。

(4) 火山防災対応手順の作成の推進

気象庁の対応に応じた地元関係機関の防災対応の流れについて検討し、「火山防災対応手順」として整理・共有する。

(5) 火山活動の変化が観測された場合の連携した対応

気象庁及び関係機関は火山防災対応手順を参考に防災対応を連携して実施する。